

佐賀県告示第 198 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 3 年 7 月 2 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
医療法人絃志会百武整形外科医院	小城市芦刈町三王崎 175 番地	平成 31 年 3 月 31 日
松尾歯科医院	多久市北多久町小侍 2130 番地 9	平成 31 年 4 月 10 日
さくら薬局鳥栖轟木店	鳥栖市轟木町 1507-8	平成 31 年 4 月 12 日
医療法人福田医院	佐賀市木原二丁目 23 番 1 号	平成 31 年 4 月 30 日
うへの歯科	佐賀市大和町大字東山田 2844 番地 3	令和元年 6 月 30 日
おだくらクリニック	唐津市大名小路 308 番地 8	〃
西牟田薬局	鹿島市大字高津原 3609 番地 20	〃
ゆたか内科消化器科クリニック	佐賀市兵庫南一丁目 20-15	〃